至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十二号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

三十～三十四　（略）

別表第四（第五十九条関係）

近海かつお・まぐろ漁業	一～四　（略） 五　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。 六　（略）
（略）	（略）

港内又は海域	転載に係る制限
（略）	（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域を除く。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	（略）
（略）	（略）

至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十一号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十九～三十三　（略）

別表第四（第五十九条関係）

近海かつお・まぐろ漁業	一～四　（略） （新設） 五　（略）
（略）	（略）

港内又は海域	転載に係る制限
（略）	（略）
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	（略）
（略）	（略）

附　則

1　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健